一部事務組合下田メディカルセンター 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和 元 年 11 月 一部事務組合下田メディカルセンター

目 次

第	1 章	重	基本	され]事	Į	頁																					
	1.	計	画目	的		•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•			•			•	1
	2.	基	準年	度	• j	ΗĪ	画	期	間	•	目	標	年	度	•		•	•	•		•			•			•	1
	3.	対	象範	囲					•	•		•									•			•			•	1
	4.	対	象と	す	る》	昌	空	効	果	ガ	ス	•	•				•	•	•		•			•			•	1
第	2章	孟	温室	≧效	力果	きナ	ゴフ	ス	の	排	出	丬	涉	Z S	27	片	间》	或	目	標								
	1.	基	準年	度(の温	昌	室	効	果	ガ	ス	排	出	量	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2.	温	室効	果	ガス	ス(の :	排	出	量	の	増	減	要	因		•				•			•			•	2
	3.	削	減目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第	3 章	貢	具体	竹	うな	I耳	又糸	狙																				
	1.	電	気使	用量	量(のi	钊	咸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2.	燃	料使	用量	量(のi	钊	减	•	•	•	•	•		•		•				•			•			•	4
	3.	そ	の他	のI	取約	組	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	5
第	4 章	貢	推進	≝ •	片	枝	剣	本	制																			
	1.	推	進体	制			•	•	•	•	•	•	•		•		•				•			•			•	6
	2.	点	検体	制			•	•	•	•	•	•	•		•		•				•			•			•	6
	3.	進	捗状	況(のな	公表	表	•	•	•		•									•			•				6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

一部事務組合下田メディカルセンター地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本計画」という。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条の1に基づき、地球温暖化対策計画に即して、一部事務組合下田メディカルセンター(以下「本組合」といいます。)が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する。

参考 ○地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、 当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸 収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。) を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を 2013 年度(平成 25 年度)とし、計画年度を 2020 年度(令和 2 年度)~2030 年度(令和 12 年度)までの 10 年間とする。また、計画開始から 5 年後の 2024 年(令和 6 年度)に計画の見直しを行う。

3. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行う全ての事務・事業とする。

なお、指定管理者制度により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り指定管理者に対して、温室効果ガスの排出の削減等の取組を講ずるよう要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本組合の事務・事業によって排出される温室効果ガス量の調査結果は以下のとおりである。

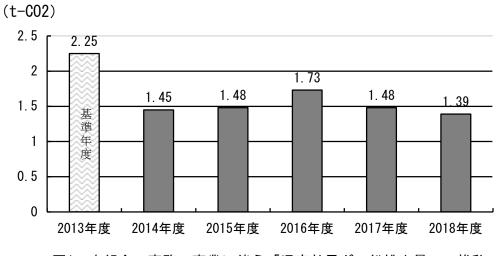


図1 本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

2. 温室効果ガスの排出量の増減要因

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが 挙げられる。

- ① 増加要因
- ▶ 公用車使用の出張の増加(2016年度)
- ② 減少要因
- ▶ 公用車更新時に低燃費車を導入(2014年度)
- ▶ クールビス・ウォームビスの徹底による空調の適正使用の徹底

3. 削減目標

2016 年(平成 28 年) に閣議決定された国地球温暖化対策計画では、2030 年度の温室効果ガス削減目標を2013 年度(平成 25 年度)比 26.0%としている。部門別では、本組合の事務事業が該当する業務部門で、エネルギー期限 CO2 を2030 年度に2013 年度(平成 25 年度)比 39.8%削減することを目標としている。

そのため、本組合においても2013年度(平成25年度)を基準年として、計画期間の最終年度である2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量を約40%削減することを目指す。

第3章 具体的な取組

温室効果ガス排出要因の多くが公用車の使用、本組合事務所の電気使用のため、公用車の利用削減、電気使用量削減が大きな効果を生むと考えられる。

1. 電気使用量の削減

(1)照明

- ①夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ②電気製品・施設の新規購入の場合、省エネルギータイプの購入に努める。

(2)空調

- ①冷房温度は28℃以上、暖房は20℃以下に設定する。
- ②空調機の効率を上げるため、フィルター等は定期的(3ヶ月に1度)に清掃する。
- ③空調機の運転期間や時間を短くする。
- ④クールビズ、ウォームビズを徹底する。

(3) 事務機器

①OA機器等の節電モードを活用する。

(例:コピー機の待機モード、パソコンのスタンバイ・休止モードなど)。

- ②スイッチ付コンセントを活用する。
- ③退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

(4) その他

①電気ポットの運転時間を短縮し、順次、ステンレス製魔法瓶、水筒持参などに切り替える。

2. 燃料使用量の削減

(1) 自動車燃料

- ①公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ②自動車利用の抑制のため、徒歩、又は自転車や原付の活用を考慮する。
- ③出張等は可能な限り公共交通機関の利用に努める。また公用車を利用する際には、 できる限り相乗りする。
- ④公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ⑤急発進、急加速をしない。

3. その他の取組

- ①事務用品は、詰め替えやリサイクル可能なもの、環境ラベリング (エコマーク、 グリーンマーク等) 対象商品を優先的に購入する。
- ②納入物品等の包装は、簡素化を要請する。
- ③使い捨て製品の購入は極力控える(特にプラスチック製品)。
- ④両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ⑤物品はできるだけ共同で利用し、再利用や修理による長期利用に努める。
- ⑥ごみ分別置き場を整備し、廃棄物の分別排出を徹底し、ゴミの減量に取り組む。
- ⑦封筒、ファイルなどの再利用促進。
- ⑧職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ⑨敷地内の緑化を推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

一部事務組合下田メディカルセンター地球温暖化対策実行計画を効果的に推進するため、 以下のとおり推進組織を置く。

(1)推進本部

管理者を本部長、構成員を事務局長もって組織する。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2)推進担当者

1名の推進担当者を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局長と点検し、計画の推進を図る。

2. 点検体制

事務局は、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年 1 回ホームページ等により公表する。 ・下記のような組織構成・役割分担により、計画の推進を図ります。

